

## 流域治水の取組に関する連携協定

近年の気候変動により増加傾向にある豪雨災害から、住民の生命や財産を守るためには、行政が主体となって行う河川や下水道などの整備に加え、流域に暮らす人々と産・学・官などが一丸となり協働して河川や下水道への雨水の流出を抑制していく流域治水の取組が重要である。

そこで、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点（以下、「拠点」という。）及び杉並区（以下、「区」という。）は、次のとおり合意し、協定を締結する。

（目的）

### 第1条

この協定は、豪雨災害からの被害軽減に資するため、自然が持つ多様な機能を活用したグリーンインフラ（以下、「GI」という。）などによる雨水流出抑制対策の取組について、連携・協力して検討等を進め、流域治水の取組を発展させることを目的とする。

（連携事項）

第2条 拠点と区（以下、「両者」という。）は、GIなど流域治水の取組の検討等に必要

な基本情報等について、可能な範囲で相互に提供する。

2 両者は、GIなどの効果・定量的評価の検討等について、必要な協力を行う。

3 拠点は、GIなどに関する住民への周知や対話の場等への講師派遣、取組の検討や実施に必要な技術的助言などの協力を行う。

4 区は、拠点から研究開発の実証試験等のために、区立施設等の使用申請があった場合は、利用に支障のない限りにおいて、その使用を許可するものとし、地域住民等への周知や対応など、必要な協力を行う。

5 本協定に記載のない前条に掲げる目的に関して連携・協力する事項については、その都度、両者が協議して決定する。

（費用負担）

第3条 本協定における取組等に必要な通信費、人件費、交通費等の費用は、それぞれが負担する。

2 その他経費については、両者が協議して決定する。

（情報共有）

第4条 第2条に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるため、本協定に基づく連携の具体的な内容の検討や検証を行う場を持ち、情報の共有を行い、必要に応じて協議を行う。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前の承諾なく第三者に提供若しくは開示し、又は漏えいさせてはならない。

ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力ある命令等により秘密情報の開示を求められた場合は、この限りでない。

（関係法令及び関係機関との調整）

第6条 本活動に関して、関連法令を遵守すること。

2 必要に応じて関係者及び検証を行う施設の施設管理者との調整を十分に行い、万全を期すること。

（安全の確保）

第7条 本協定を通じて進められる一切の活動において、安全確保に十分に留意し事故などを起こさないよう万全な配慮及び計画の下で実施するものとする。

2 万が一の事故により、第三者に損害が発生した場合、その責任と負担については、事故の責任がある方が全てを負担するものとする。ただし、両者が共同で事故の責任がある場合は、両者で協議し責任と負担の配分を決定する。

3 事故等が発生した場合は、速やかに相手方に通報し、事故原因を解明し再発防止策を立案・実行し、これを全体に共有する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、令和7年（2025年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、最長で令和13年（2031年）3月31日までとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、両者が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者それぞれ署名または押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年（2024年）5月20日

拠点 熊本県熊本市月出三丁目1番100号

「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点

代表者 プロジェクトリーダー 島谷 幸宏

区 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区

代表者 杉並区長 岸本 聡子